



環評審第3号
平成29年4月27日

沖縄県知事 翁長 雄志 殿

沖縄県環境影響評価審査会
会長 宮城 邦治



主要地方道南風原知念線（地域高規格道路 南部東道路）整備事業に係る事後調査報告書の審査について（答申）

平成29年2月9日付け沖縄県諮問環第14号で諮問のあったみだしのことについて、別添のとおり答申します。



(別添)

主要地方道南風原知念線（地域高規格道路 南部東道路）整備事業に係る事後調査報告書に対する答申

1. 地下水系への影響について

- (1) 工事の影響を把握するための地下水の調査地点は、工事箇所との距離及び周辺河川との位置関係を基に決定しているが、環境影響評価書に記載のある地下水の流向についても考慮させ、地下水の調査地点を決定させること。
- (2) 工事着手前の一部の湧水量調査結果は、降雨による湧水量の変動がみられたとしているが、事後調査項目である井戸の水位変化及び湧水の湧水量に係る事業の影響を考察する際には、集水範囲についても考慮する必要があることから、可能な限り集水範囲の把握に努めさせ、考察を行わせること。
- また、橋梁工事等の際に、地下水系を分断することのない施工計画を立案させ、引き続き事後調査を実施させること。

2. 改変範囲周辺の重要な植物種について

事後調査報告書の結果は、評価書時に確認された重要な植物種1個体について、伐採による枯死としている。重要な植物個体の伐採は、看板設置による注意喚起や防護柵設置等により防ぐことが可能なことから、重要な植物種の保全に努めさせること。

また、シマチスジノリとチョウチンミドロについては、調査結果を「1地点」として取り扱うのではなく、分布面積や季節毎の消長が把握できるように調査結果を記載させること。

3. アマチジョウガマのモニタリングについて

- (1) 事後調査報告書の結果からオキナワコキクガシラコウモリは、アマチジョウガマを冬眠洞として利用している可能性が高いため、専門家等の意見も踏まえ冬眠洞としての利用状況を確認させること。また、冬眠洞として利用されている場合は、必要に応じて環境保全措置を実施させること。
- (2) 騒音測定結果について、アマチジョウガマのモニタリング調査では、時間帯別支配的音源がセミ、虫、県道の車両等となっており当事業の影響を把握できていない恐れがあるため、適切に事業の影響を把握するよう努めさせること。

4. 設置した進入防止柵について

小動物の進入を防ぐ目的として設置した進入防止柵が破損し、その修復が不完全であることや、草本が繁茂し進入防止柵に覆いかぶさる等、小動物が工事実施区域に進入可能な状況となっており、環境保全措置としての効果が十分に発揮されていない状況である。

については、設置した進入防止柵が環境保全措置としての効果を発揮できるよう対策を実施させること。

5. 重要な鳥類の調査方法について

環境影響評価書時の調査では、対象事業実施区域内で重要な鳥類が確認されているが、事業者が実施した工事中の調査は、工事区域内の調査であり評価書時の調査に比べて調査範囲が狭く、本事業の影響を把握できていない恐れがある。事後調査を行う際には、本事業の影響を把握するため、環境影響評価の結果との比較検討が可能となるよう、見晴らしのよい高台から調査を行うことや、定点を設置する等、工事区域及びその周辺の影響を把握するよう努めさせること。

6. 改変範囲の再踏査について

事業者が実施した改変範囲の再踏査において、施工範囲と調査範囲の相違から、一部施工範囲で事業着手前の踏査が行われていないことや、踏査前に工事に着手している事例が見受けられたことから、十分な再踏査が行われていない状況である。

については、事業者に工事前の調査を適切に実施させること。

また、改変範囲の再踏査で発見された植物個体は、看板設置による注意喚起や防護柵設置等を行わせ、重要な植物種の保全に努めさせること。

7. マント・ソデ群落の復旧について

当審査会の現地調査で確認した H27 南部東道路改良工事（4 工区 - 1）及び H27 南部東道路橋梁下部工工事（大城ダム 1 号橋 P2,A2）は、工事の影響範囲であるマント・ソデ群落を伐採する計画があり、その背後には、改変区域の調査で発見した動物種の移動場所となる森林が広がっており、貴重植物も生育している。マント・ソデ群落の伐採後、風の吹き込みによる林内の乾燥化が原因で背後の森林に影響を与えることが懸念されることから、周辺地域の植生を参考にマント・ソデ群落の復旧を早期に行わせること。

8. 赤土等流出防止対策について

当審査会の現地調査で確認した H27 南部東道路改良工事（4 工区－1）は、道路天端での発生源対策が不十分であり、ブルーシート被覆された法面に濁水が流れた形跡を確認した。赤土等流出防止対策では、発生源対策が終了した後に沈砂池を撤去する必要があることから、赤土等流出防止対策を徹底させること。

9. 確実な環境保全措置の実施について

今回の事後調査報告書の内容は、一部の調査項目で工事業者と環境調査業者の意思の疎通が不十分なことにより、確実な環境保全措置が実施されていない状態が見受けられたことから、工事業者と環境調査業者との連携を密にさせ、確実な環境保全措置の実施に努めさせること。